

■ ■ ■

# 第5章

国際的課題への対応



# 国際的課題への対応

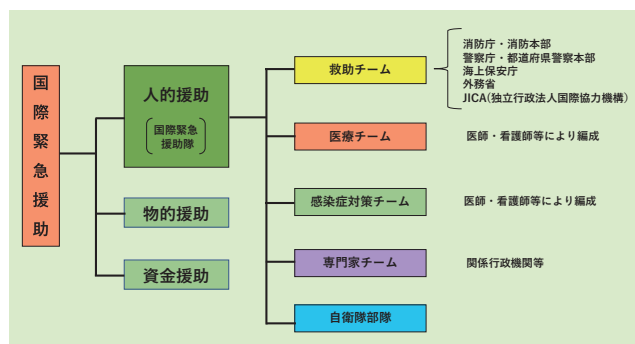
## 国際緊急援助

### 1 国際消防救助隊の派遣体制

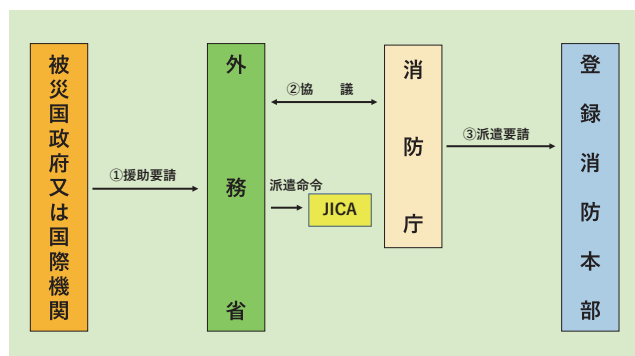
国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づく国際緊急援助隊・救助チーム等の一員として派遣され、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。

同法に基づき、海外における大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて我が国が実施する国際緊急援助の概要と救助チーム等の派遣（要請）までの流れは、**第5-1図**及び**第5-2図**のとおりである。

**第5-1図 国際緊急援助の概要**



**第5-2図 救助チーム等の派遣（要請）までの流れ**



### 2 教育訓練

消防庁では、あらかじめ登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での捜索救助活動に必要とされる知識及び技術の共有並びに登録消防本部間や関係機関との連携強化を図るため、「国際消防救助隊の連携訓練」を実施しており、令和5年度は、仙台市消防局及び広島市消防局で開催した。

また、海外での捜索救助に関する国際的なルールの理解や訓練計画立案能力の強化等を目的として、登録消防本部において指導的な立場にある国際消防救助隊員を対象に「国際消防救助隊セミナー」を実施している。

さらに、国際消防救助隊に長年携わった者などを指導員として選出し、各種訓練での指導体制を整え、指導員間で指導方法等を共有する場として、「国際消防救助隊指導員会議」を開催している（資料5-1）。

なお、日本の国際緊急援助隊・救助チームは、救助活動に関する国際的な能力評価（IEC<sup>\*1</sup>）及び更新評価（IER<sup>\*2</sup>）において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けている。



IER Heavy級評価 認証式  
(令和4年11月)

\* 1 IEC：INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）による救助チームの評価制度で、Light（ライト）・Medium（ミディアム）・Heavy（ヘビー）といった分類がなされる。被災地において海外からの救助チームの活動現場等を能力に応じ効率的に調整するための指標となる。  
\* 2 IER：INSARAG外部再評価。INSARAGでは、IECの評価有効期間を5年と定めており、評価を更新するためには再受検する必要がある。日本の国際緊急援助隊・救助チームは、直近、令和4年11月に再受検し、Heavy（ヘビー）の再評価を受けた。

### 3 派遣実績

国際消防救助隊の海外災害派遣は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律施行前の2回を含め、これまでに22回の実績がある（資料5-2）。



トラルパンでの搜索救助活動  
メキシコ地震災害（平成29年9月派遣）  
（JICA提供）



カフラマンマラシュでの搜索救助活動  
トルコ共和国地震災害（令和5年2月派遣）  
（JICA提供）



カフラマンマラシュでの搜索救助活動  
トルコ共和国地震災害（令和5年2月派遣）

## 国際協力・国際交流

### 1 国際消防防災フォーラムの開催

アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」（以下、本章において「フォーラム」という。）を開催しており、我が国の消防防災制度、技術等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上に貢献している。フォーラムは、開催国で広く消防防災関係者を集めて開催され、その内容は開催国の状況を勘案して決められる。



国際消防防災フォーラム  
（令和5年度 カンボジア）



谷内駐カンボジア臨時代理大使による  
オープニングスピーチ  
（令和5年度 カンボジア）



消防庁によるプレゼンテーション  
(令和5年度 カンボジア)

また、フォーラムを我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、会場では、消防防災製品を扱う日系企業が、プレゼンテーションや展示によって開催国の消防防災関係者に対して自社製品のPRを行っている。



日系企業によるプレゼンテーション  
(令和5年度 カンボジア)



展示ブースにおける日系企業の自社製品PR  
(令和5年度 カンボジア)

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンライン形式により、これまでの主たるターゲットであったアジア圏内のみならず、欧州、北米、南米、アフリカ、オセアニア等まで広く参加を呼び掛け、約60か国から1,200人を超える参加登録を得て開催した。

令和4年度は、国交往来やイベント開催に関する各種制限の緩和状況に鑑み、対面形式に戻すとともに、従前のように特定の国を対象とせず、複数のASEAN諸国（カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオスの7か国）の消防防災関係者約90人の参加を得て、我が国の消防防災制度や製品をより幅広く周知すべく、シンガポールにて「マルチ形式」で開催した。

令和5年度は、令和4年度のフォーラムの成果を生かしながら、特定の国のニーズに即した内容で我が国の消防防災制度や製品をより幅広く周知すべく、カンボジアにて「バイ形式」で開催した。

本フォーラムには、消防・救助を担当する内務省のみならず、自衛防災組織、空港消火隊、消防防災関連企業等、カンボジアの様々な機関から約250人の参加を得ることができ、日本からは、消防庁以外に在カンボジア日本国大使館、13の消防防災関連企業等が参加した。

2日間にわたる開催期間中、我が国の火災予防制度、消防団制度等の説明や日系企業等による製品紹介といった様々なプレゼンテーションが行われた。

## 2 開発途上国からの研修員受入れ等

### (1) 課題別研修・国別研修の実施

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修の2コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施しており、「救急救助技術」研修は、昭和62年の研修開始以来314人、「消防・防災」研修は、昭和63年の研修開始以来312人が教育訓練を受けている。



「救急救助技術」研修  
(令和5年度 大阪)

それぞれの研修では、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約2か月間、実施している。

各コースの研修員は、研修を通じて身に付けた我が国の消防防災に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上のために活用している。

また、消防庁では、課題別研修のほか、開発途上国の個別の要請に基づき国別研修も実施している。



「消防・防災」研修  
(令和5年度 北九州)

## (2) 諸外国への情報提供等

消防庁では、このような研修のほかにも駐日大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施している。

## 3 技術協力等

消防分野の国際協力は、消防本部において独自に実施されているものもあり、外国の消防隊員を受け入れて研修を提供している消防本部もある。

加えて、消防本部や消防団の中には、開発途上国の消防機関からの要請に応じて、不用となった消防車両等を無償で寄贈しているところもあり、令和5年度は26の国へ111台が寄贈されている。また、消防車両等の寄贈に併せて、車両のメンテナンスや資機材の使用要領に関して技術指導が行われているケースもある。

このような寄贈は、開発途上国の災害対応能力向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として効果が大きく、消防庁では関係省庁等とも連携しながら、これを推進している。



車両寄贈に併せて行われた技術指導  
(令和5年度 ブータン)  
(日本消防協会提供)

## 4 国際交流

消防庁では、平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、「日韓消防行政セミナー」を開催している。これは、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的としており、両国で相互に開催することとしている。



日韓消防行政セミナー  
(令和5年度 東京)

## 基準・認証制度の国際化への対応

### 1 消防用機械器具等の国際規格の現況

人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。このため、ISO（国際標準化機構）等の国際標準化機関では、国際交流の促進を技術面から支える国際規格の策定を行っている。

消防用機械器具等の分野については、ISO/TC21<sup>\*3</sup>において国際規格の策定作業が行われており、我が国としても積極的に活動に参加している。

なお、ISO/TC21の活動により、令和6年3月31日現在、93の国際規格が定められているほか、ISO/TC94/SC14<sup>\*4</sup>においても35の国際規格が定められている。

### 2 規格の国際化への対応

WTO（世界貿易機関）等における非関税障壁低減に関する包括的な取組の中で、WTO加盟国は原則として、WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）を踏まえ、国際規格に基づいた規制をすることとされている。

今後も、ISO規格を通して技術の交流を円滑にし、消防器具の技術発展を促すために、各国との連携を図りつつ、引き続きISO規格の策定に参画していくことが必要である。

## 日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

日本で製造・販売される消防用機器等は、消防庁が策定する規格・基準に基づき、第三者機関による厳格な検定等の認証を得ることで、性能の確保やその確実な作動の担保がなされていることに加え、長期の耐用年数といった優れた品質が保たれている。経済発展を遂げている東南アジア諸国等において日本の消防用機器等を普及させるためには、日本製品の品質・信頼性の高さだけでなく、日本の規格と認証制度を一体で導入することにより火災件数や火災による死傷者の大幅な削減が可能となること等を理解してもらうことが必要である。その結果として、日本市場向けの消防用機器等をそのまま輸出することによりコストを抑制する効果が期待でき、日本の消防用機器等の競争力強化にもつながるものと考えられる。

### 1 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信

消防庁では、消防法や消防用機器等の認証等、制度に係る事項のほか、検定対象機械器具等や、自主表示対象機械器具等を含む19品目の規格・基準の英訳を、消防庁ホームページ上で公開している。

また、国際会議や各国の消防防災展などのイベント、政府間協議等の場で日本の消防用機器等の優位性をPRするためのリーフレット等や、機器ごとの特徴を詳細に示した資料を、業界団体等と共同で作成し、配布している。

### 2 国内の連携体制・日本企業へのサポート

日本の消防用機器等を輸出する際に日本規格に適合する旨の英訳の証明書を要求されるケースがあることから、日本企業の要望に応じて、個々の消防用機器等の日本規格への適合性について、消防庁又は日本消防検定協会から英訳の証明書を発出している。

\* 3 ISO/TC21：TC（Technical Committee）とは、ISOの専門委員会を示す。TC21は、消防器具の専門委員会であり、消火器や感知器等の国際規格について審議している。

\* 4 ISO/TC94/SC14：TC94は個人用安全防護衣及び保護具の専門委員会であり、SC14はその分科会として消防隊員用個人防護装備の国際規格について審議している。

### 3 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組

政府において、個別の国の消防・防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介する等、日本規格の浸透に向けて取組を行っている。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成30年10月8日に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を結び、当該覚書に基づき、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換や研修、日本の消防・防災機器関連企業による製品のプレゼンテーション等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。

令和6年8月には、ベトナム・ホーチミン市で開催された公安省主催の消防防災展「Fire Safety & Rescue VIETNAM 2024」に複数の日本の民間事業者が合同で出展し、また、同時に開催されたセミナーにおいて、消防庁職員が日本の火災予防政策について発表を行うなど、官民一体となった働き掛けを行った。

引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していくこととしている。

## 地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）

### 1 ハロン消火剤等の放出抑制について

ハロンはオゾン層を破壊する物質であることから、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、モントリオール議定書において、生産等が全廃されることとなった。

しかしながら、ハロン消火剤<sup>\*5</sup>（ハロン2402、1211及び1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等に幅広く用いられている

（令和6年3月31日現在、約1万7,000トン）。

このため、消防庁では、ハロン消火剤の放出抑制等に関する取組を推進しており、これを受けて、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク<sup>\*6</sup>を中心とした、一般社団法人日本消火装置工業会や消防機関等の国内関係者の継続的な取組により、世界でも例のない厳格な管理体制が整備されている。

一方、ハロン消火剤の代替となる消火剤を用いた消火設備や、不活性ガスである窒素、IG-55（窒素とアルゴンの混合物）及びIG-541（窒素とアルゴンと二酸化炭素の混合物）を用いた消火設備も設置が認められた。

ハロン消火剤の代替となる消火剤のうちHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、温室効果ガスとして排出抑制・削減の対象となっている。消防庁では、当該消火剤の回収・再利用等により排出抑制に努めるよう要請している。

今後も、国際会議等における地球環境保護の動向等に留意しながら、引き続きハロン消火剤等を適切な管理の下に使用していくとともに、建築物等の防火安全性を確保しつつ、回収・リサイクルを推進することにより、不要な放出を抑えていく必要がある。

### 2 環境規制を踏まえた泡消火薬剤の排出抑制について

泡消火設備は、駐車場や危険物施設等において用いられている消火設備である。しかしながら、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるPFOS、PFOA等が、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とした「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下、本章において「POPs<sup>\*7</sup>条約」という。）において、製造及び使用の廃絶・制限等の対象となっている。

これを受け、我が国においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下、本章において「化審法」という。）等により、その製造、輸入等が原則として禁止される

\*5 ハロン消火剤：ハロゲン化物消火剤のうち、フロン的一种で臭素を含有する物質を消火剤とするもの。

\*6 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク：ハロン消火剤の回収・リサイクルのため、ハロン消火剤を使用するガス系消火設備等のデータベースを作成・管理する団体であり、平成18年1月に業務を開始した。「ハロンバンク推進協議会」（平成5年（1993年）7月設立）の業務を継承している。

\*7 POPs：Persistent Organic Pollutants（残留性有機汚染物質）の略称である。

とともに、業として泡消火薬剤等を取り扱う際には、厳格な管理や保管容器への表示等の義務が課されている。なお、現在、我が国において、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物のうち、規制の対象となっているのはPFOS 等<sup>\*8</sup>、PFOA 等<sup>\*9</sup>、PFHxS 等<sup>\*10</sup>であり、規制対象物質は順次拡大されてきた。

消防庁としては、PFOS等含有泡消火薬剤を保有する消防機関に対して、令和4年度末までに全て廃棄する更新計画の策定を依頼し、その更新に要する経費については令和2年度から令和4年度まで特別交付税措置を講じてきた。また、関係省庁やメーカー団体等と連携し、上記法令の周知徹底を図るとともに、令和3年5月に泡消火設備の点検基準を改正し、泡放射によらない方法により点検を実施することを認める等の排出抑制を推進するための対策を講じた。さらに、このような状況を踏まえ、駐車場等において設置を義務付けている特殊消火設備の技術基準について検討する等の対応を行っている。

\*8 PFOS 等：ペルフルオロオクタンサルホン酸又はその塩

\*9 PFOA 等：ペルフルオロオクタン酸若しくはその異性体又はこれらの塩

\*10 PFHxS 等：ペルフルオロヘキサンスルホン酸若しくはその異性体又はこれらの塩

